

東京都立大学教職課程自己点検・評価活動実施要綱

4 都立大管教第 290 号

制定 令和 4 年 8 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都立大学（以下「本学」という。）の教職課程に係る自己点検・評価活動（教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）第 22 条の 8 に基づき、東京都立大学自己点検・評価活動実施要綱（平成 23 年 3 月 28 日 22 首都大管教第 661 号）第 7 条により実施する点検・評価をいう。以下「教職自己点検・評価」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(教職自己点検・評価の実施に当たっての基本的な考え方)

第 2 条 教職自己点検・評価は、次の事項を踏まえて実施するものとする。

- (1) 内部質保証の考え方に資すること。
- (2) 客観的な指標を活用するなどエビデンスに基づいて実施すること。
- (3) 総合大学ならでの視点を入れること。
- (4) 大学全体の内部質保証体制の充実に係る方向性と整合したものとするため、また、効率的な教職自己点検・評価を行うため、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 1 項に基づく本学の自己点検・評価活動のうち、東京都立大学における内部質保証に関する規程（令和 4 年度法人規程第 5 号）第 2 条 3 号に規定する点検及び評価と可能な部分は連動させること。

(実施間隔)

第 3 条 教職自己点検・評価は、原則として 2 年に一度実施する。ただし、継続的データ収集は毎年度実施する。

(責任体制)

第 4 条 教職自己点検・評価に関する責任体制は、次のとおりとする。

- (1) 教職課程の内部質保証に関する責任者は大学教育センター長とする。
- (2) 教職自己点検・評価に関する責任者は大学教育センター教職課程部門長とし、教職自己点検・評価に関する具体的な企画、立案等を行うこととする。

(教職自己点検・評価の実施内容及び手順)

第 5 条 教職自己点検・評価は、東京都公立大学法人運営委員会規則（平成 17 年度法人規則第 5 号）に定める東京都立大学教職課程委員会（以下「教職課程委員会」という。）の指示に基づき、教職課程運営部会（東京都立大学教職課程委員会規程（平成 17 年度法人規則第 12 号）第 5 条に定める教職課程運営部会をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる事項について実施する。

- (1) 継続的収集データによる教員養成に係る状況確認

ア 本学の教職課程の活動状況を把握するため、東京都立大学教職課程センターと連携し必要なデータの収集を行う。

イ 教職課程の活動等に関するデータ等の継続的な収集及び定期的を実施する関係者（学生、卒業生及び修了生、卒業生及び修了生の主な雇用者等）への意見聴取により、本学における教員養成に係る状況について確認を行う。

(2) 教職課程質保証チェックシートを活用した点検・評価

本学の教職課程が目指す教育理念・学修目標等に関する基準、観点等に基づいたチェックシートにより、教職自己点検・評価案を作成し、教職課程委員会に報告する。

(3) 改善活動の取組案の作成

前号で作成した教職自己点検・評価案に基づき、改善活動の取組案を作成する。

(教職自己点検・評価の決定)

第6条 教職課程委員会は、教職課程運営部会が作成した教職自己点検・評価案に対し、評価の決定を行うものとする。

(教職自己点検・評価に対する改善活動の取組の手順)

第7条 教職課程委員会は、前条で決定した教職自己点検・評価結果を踏まえ、教職課程運営部会が作成した改善活動の取組案の検証及び承認を行い、取組の実施を指示する。

2 教職課程運営部会は、教職課程委員会の指示に基づき改善活動の取組を実施する。

(教職自己点検・評価結果の公表)

第8条 本学の教職自己点検・評価に係る情報は、ウェブサイトへの公開等の適切な方法により、学内外に広く公表する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。